

旧	新
<p>第3条（申込条件及び留意点等）</p> <p>(3)本会員は、申込手續において第16条第1項に定める支払口座を申込手續中に当社に届け出たうえで、口座振替等の手續を完了するものとします。ただし、口座振替等の手續には時間を要する場合があります。</p>	<p>第3条（申込条件及び留意点等）</p> <p>(3)本会員は、申込手續において第16条第1項及び3項に定める支払口座を申込手續中に当社に届け出たうえで、口座振替等の手續を完了するものとします。ただし、口座振替等の手續には時間を要する場合があります。</p>
<p>第16条（支払方法）</p> <p>2.本会員が本サービスの支払方法として登録することができる支払口座は、本サービスの契約に対して1個とします。会員が本サービスの支払方法として支払口座を登録した後に別の支払口座を登録しようとする場合、又は、支払方法を口座振替等以外のものから口座振替等に変更する場合等には、再度支払口座の登録が必要になる場合があります。</p> <p>3.当社は、本会員に対し、本サービスの利用の有無にかかわらず、毎月の本サービスの利用による支払金等の明細（以下、「利用明細」といいます。）及び残高を原則支払月の当月12日頃に、会員メニュー内等で表示し、本会員にその旨及び当月の請求予定金額をPayPayアプリ上又は会員メニュー内等で通知します。本会員は、速やかに当該利用明細の内容を確認するものとします。当社が表示した後1週間以内に本会員からの申し出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に本会員からの申し出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替等を行います。</p> <p>4.当社は、本会員から前項の利用明細又は明細書について申し出を受けた場合には、速やかに申し出の内容を調査するものとします。本会員は、調査に時間がかかる等の事由により当月の請求金額が調整できない場合、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>5.明細書は、本条第3項ただし書に定める場合を除いて、本会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、本会員の届出住所に郵送します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。</p> <p>6.支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等ができるものとします。</p> <p>7.当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。</p> <p>8.当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場</p>	<p>第16条（支払方法）</p> <p>2.本会員が本サービスの支払方法として登録することができる支払口座は、本サービスの契約に対して1個とします。会員が本サービスの支払方法として支払口座を登録した後に別の支払口座を登録しようとする場合、又は、支払方法を口座振替等以外のものから口座振替等に変更する場合等には、再度支払口座の登録が必要になる場合があります。</p> <p>3.当社は、当社が特に必要と認めた本会員が、前項に定める本会員の支払債務につき、本会員の代わりに当社へ支払うよう第三者（以下、「口座名義人」といいます。）に委任し、口座名義人がこれを受任している場合、口座名義人の金融機関の預金口座から口座振替等ができるものとします。この場合においても、本会員は本規約に定める一切の支払債務を負担するものとし、当社が必要と認めた場合には、当社は、直接本会員に支払債務の支払いを求めることができ、その場合に本会員は、<u>口座名義人へ支払いの委任をしたことを理由に、当社への支払いを拒むことはできないこととします。</u></p> <p>4.当社は、本会員に対し、本サービスの利用の有無にかかわらず、毎月の本サービスの利用による支払金等の明細（以下、「利用明細」といいます。）及び残高を原則支払月の当月12日頃に、会員メニュー内等で表示し、本会員にその旨及び当月の請求予定金額をPayPayアプリ上又は会員メニュー内等で通知します。本会員は、速やかに当該利用明細の内容を確認するものとします。当社が表示した後1週間以内に本会員からの申し出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に本会員からの申し出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替等を行います。</p> <p>5.当社は、本会員から前項の利用明細又は明細書について申し出を受けた場合には、速やかに申し出の内容を調査するものとします。本会員は、調査に時間がかかる等の事由により当月の請求金額が調整できない場合、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。</p>

<p>合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。</p>	<p><u>6.</u>明細書は、本条第 <u>4</u> 項ただし書に定める場合を除いて、本会員が申請を行い当社が認める場合に限り発行し、本会員の届出住所に郵送します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。</p> <p><u>7.</u>支払日に支払債務の口座振替等ができない場合には、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとし、金融機関等との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。</p> <p><u>8.</u>当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期にかかわらず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの内容について異議のないものとします。</p> <p><u>9.</u>当社は、前項に定める支払債務への充当によらず会員に返金する場合、原則として、現金にて当社に届け出た支払口座に返金するものとします。ただし、支払方法について別の定めがある場合又は会員から他の方法による返金の申し出を受け当社が認めた場合には、その方法によるものとします。</p>
<p>2022 年 10 月 31 日</p>	<p>2023 年 <u>3</u> 月 <u>6</u> 日</p>